

# 一般社団法人 アースパートナー協議会 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人アースパートナー協議会と称する。

### (主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を名古屋市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 当法人は、低炭素社会実現のためにより安全で利便性の高い設備等を共同提案し、その高品質施工・保守及び関連商品の販売等を通して、最適の技術向上と普及を目的とする。

### (事業内容)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 太陽光等の発電システムに関する事業
- 2) 省エネルギー対策及び環境改善事業
- 3) 農業関連産業(アグリビジネス)に関する支援事業
- 4) 電気自動車(EV)の充電インフラ整備事業
- 5) エネルギーの有効活用を行う地域社会(スマートコミュニティー&ビルド)の推進事業
- 6) 前各号に掲げる事業に付帯または関連する事業

### (公告方法)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい掲示場に掲示する方法により行う。

## 第3章 社員

### (構成員)

第6条 当法人は、この法人の事業、基本コンセプトに賛同する異業種の個人又は団体で、次条の規定によりこの法人の社員になった者をもって構成する。

### (入社資格の取得)

第7条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 法人成立後社員となるには、当法人所定の様式による申込みを行い、理事会の承認を得なければならない。

### (経費の負担)

第8条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎月、社員は社員総会で定められた会費を支払う義務を負う。

### (任意退社)

第9条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。但し、退社の申し出は原則1カ月以上前に予告するものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社できる。

#### (除名)

第10条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議により当該社員を除名することができる。この場合は、除名した社員にその旨を通知することを要する。

- 1) この定款その他の規則に違反したとき
- 2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 3) その他除名すべき正当な事由があるとき

#### (社員の資格の喪失)

第11条 前条の場合の他、社員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1) 異業種の連合体であることから公明・公正でなければならないが、その公明・公正を欠いたとき
- 2) 理事会で共同して行う旨の決定があった(第31条第1項)事業にも拘らず、自己・自社の利益優先を謀ったとき。但し、社員の本来的業務については、共同で行っている事業を阻害しない限り、これに該当せず。(2011.07.22 改訂)
- 3) 理事会等の承認を得ずに事業を推進したとき
- 4) 当法人認定以外の商材に、商標を不正に使用したとき
- 5) 道義的、社会的背信行為を犯したとき(2011.07.22 訂正)
- 6) 当該社員が死亡し、又は解散したとき
- 7) 第8条の支払義務を半年以上履行しなかったとき
- 8) 総社員の同意があったとき

#### (社員名簿)

第12条 当法人は、社員の氏名または名称及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の社員に対する通知または催告は、社員名簿に記載した住所または社員が当法人に通知した居所に宛てて行うものとする。

### 第4章 社員総会

#### (構成)

第13条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

#### (権限)

第14条 社員総会は、次の事項を決議する。

- 1) 社員の除名
- 2) 理事及び監事の選任又は解任
- 3) 理事及び監事の報酬等の額
- 4) 計算書類等の承認
- 5) 定款の変更
- 6) 解散
- 7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### (開催)

第15条 社員総会は、定時社員総会として事業年度末日の翌月から2カ月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

**(招集)**

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。
- 3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、各社員に対して招集通知を発するものとする。
- 4 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

**(議長)**

第17条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

- 2 選出できない場合は、代表理事がこれに当たる。但し、代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会の定めた順位により、他の代表理事または理事がこれに代わるものとする。

**(決議方法)**

第18条 社員総会の決議は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第49条第2項に規定する事項又は定款別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

**(議決権)**

第19条 社員総会における議決権は、各社員、各1個の議決権を有する。

**(議決権の代理行使)**

第20条 社員またはその法定代理人は、当法人の社員または親族を代理人として、決議権を行使できる。但し、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

**(社員総会の決議の省略)**

第21条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事または社員から提案があった場合、その提案に社員の全員が書面または電磁的記録によって同意の意思表示を示したときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

**(社員総会議事録)**

第22条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

## 第5章 役員

**(役員を設置)**

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- 1) 理事 3名以上10名以内

2) 監事 3名以内

2 理事の内1名を代表理事とする。

#### (役員を選任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 代表理事は、理事長と称する。

4 理事長を補佐する副理事長を置く(2011.07.22 追加)

5 協議会任務を専任する専務理事を置く(2011.07.22 追加)

#### (理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 代表理事は法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

#### (監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として就任した理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一(終了する時まで)とする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第28条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

#### (報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

## 第6章 理事会

#### (構成)

第30条 この法人に理事会を置く

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- 1) この法人の業務執行の決定
- 2) 理事の職務の執行の監督
- 3) 代表理事の選定及び解職

#### (招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

#### (決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

#### (議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

### 第7章 資産及び会計

#### (事業年度)

第35条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### (事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- 1) 事業報告
- 2) 貸借対照表
- 3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類の他、監査報告を主たる事務所に5年間、又は従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

### 第8章 定款の変更及び解散

#### (定款の変更)

第37条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

#### (解散)

第38条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

- 1) 社員総会の決議

- 2) 存続期限の満了
- 3) 当法人が消滅する合併
- 4) 社員が欠けたとき
- 5) 法人の破産手続開始決定
- 6) 解散を命ずる裁判

**(残余財産の帰属)**

第39条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人に認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

**第9章 基金**

**(基金の募集)**

第40条 当法人は、社員または第三者に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第131条に規定する基金の拠出に関する募集をすることができる。

**(基金の取扱い)**

第41条 基金の募集・割当て・払込み等の手続き、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める「基金取扱規定」によるものとする。

**(基金の拠出者の権利)**

第42条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

**(基金の返還の手続き)**

第43条 基金拠出者に返還する基金の総額については定時社員総会の決議に基づき、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第141条第2項に規定する限度額の範囲で行うものとする。

**第10章 附則**

**(最初の事業年度)**

第44条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成24年3月31日迄とする。**(設立時社員の氏名または名称及び住所)**

第45条 社員の氏名または名称及び住所は次の通りである。

愛知県豊明市	石井 正己
愛知県名古屋市	清水 秀彦
愛知県名古屋市	松本 和彦

**(設立時理事及び監事の氏名及び住所)**

第46条 当法人の設立時理事及び監事の氏名及び住所は次の通りである。

理事	
愛知県豊明市	石井 正己
愛知県名古屋市	清水 秀彦
愛知県名古屋市	後藤 保正

愛知県名古屋市

足立 秀一

愛知県名古屋市

武藤 辰雄

愛知県丹羽郡

石田 繁樹(2011.07.22 追記)

愛知県瀬戸市

水野 泉(2011.07.22 追記)

愛知県名古屋市

長谷川 聖記(2011.07.22 追記)

三重県桑名市

長谷川 清(2011.07.22 追記)

監事

愛知県春日井市

木野瀬寿秀

**(定款に定めない事項)**

第47条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の定めるところによる。

以上、一般社団法人アースパートナー協議会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員がこれに記名押印をする。

平成 23 年 7 月 22 日